

第 1 章



策 定 趣 旨

第1節 背景と経緯

21世紀は「環境の世紀」といわれていますが、現在、環境に関する問題は、地球規模のものから地域レベルのものまで、複雑化・多様化しています。中でも廃棄物の問題は、私たちの日常生活に直結し、その減量化や適正処理が特に重点的に取り組まなければならない問題の一つです。日本は、戦後からの復興、高度経済成長を経て急速に発展してきました。その成長を支えた大きな要因の一つは「大量生産・大量消費」という社会システムです。この社会システムによって、ものは「大量廃棄」され、その量は増加の一途をたどっています。そしてダイオキシン類などの環境問題、ごみ処理施設の用地確保難などに代表されるように、ごみ問題の解決は、私たちの生活環境の維持と持続的発展のためには避けて通れない課題となっています。

これらの問題を解決するには、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会システムを見直し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を進めていく必要があります。

国では循環型社会の構築に向け平成12年に循環型社会形成推進基本法をはじめとした各種リサイクル関連法を整備し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律なども見直しました。

また、平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定し、同年5月に「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月28日、衛環第173号)を各都道府県に通知しました。この通知では、「新ガイドライン」に基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減とともに、ごみの減量化やリサイクルの推進などを図るため、ごみ処理の広域化計画を策定するよう指導しています。

これを受け静岡県では、平成9年度に県内を7つの処理区域とする「静岡県ごみ処理広域化計画」を策定しごみ処理の広域化を推進してきました。

これまで伊豆の国市及び伊豆市(以下、「両市」という。)は、県の広域化計画に基づき関係市との協議を重ねてきました。その結果、両市では、現有施設の老朽度合いや現状のごみの分別方法が類似していることなどを勘案し、平成17年度に両市共同でごみ処理施設を整備することとしました。また、駿豆圏域南ブロック処理区域を構成する熱海市、伊東市とは、十分な協力、連携をとりながら、適正にごみ処理を行っていくことが計画されています。

伊豆の国市・伊豆市広域一般廃棄物処理施設基本構想(以下、「本計画」という。)は、このような背景から、現在の社会情勢や中間処理技術の動向を踏まえ、両市における最適なごみ処理システムを検討するものです。

循環型社会形成推進のための法体系を図1-1に示します。

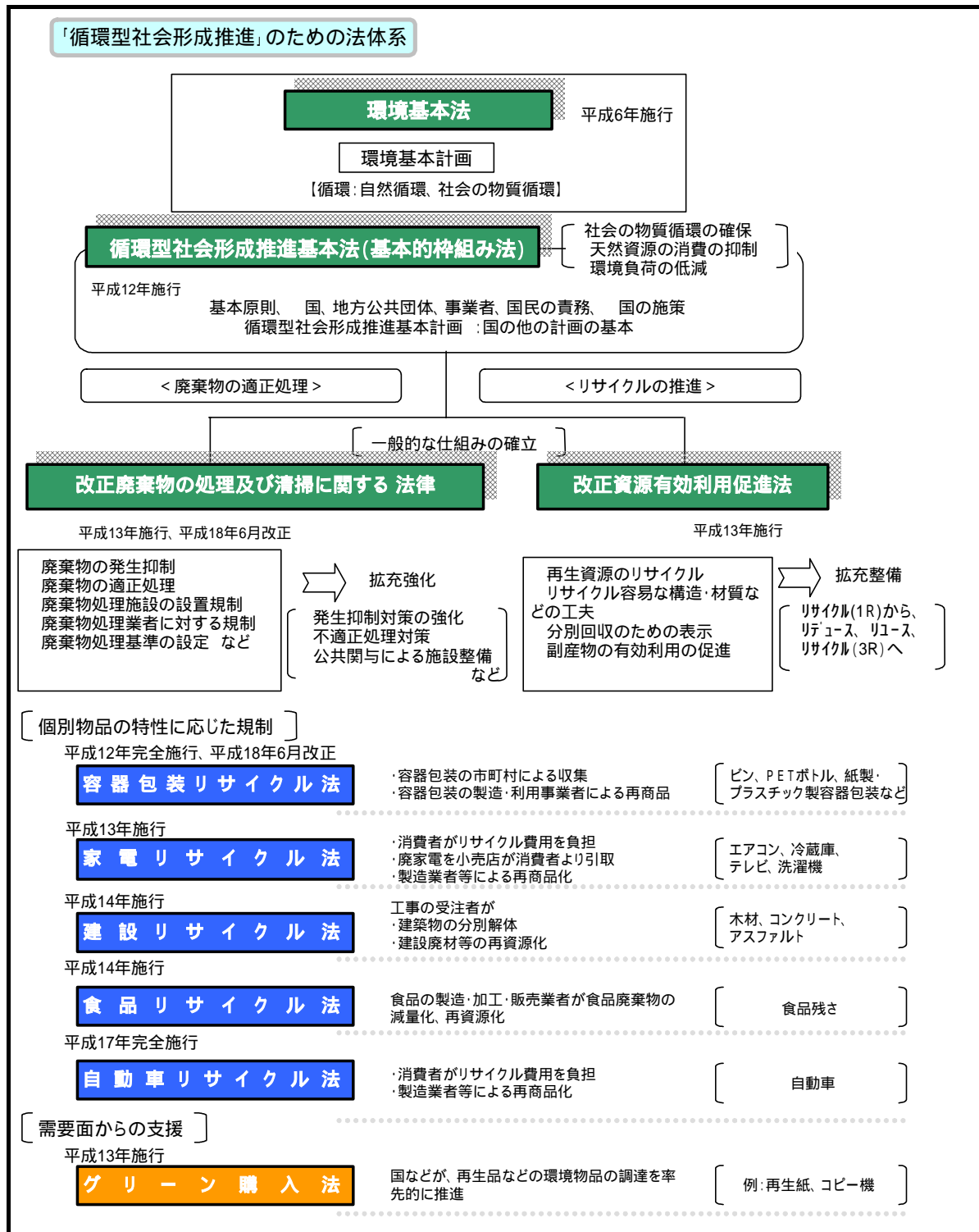


図1-1 関連法令など

第2節 本計画の位置づけ

本計画は、「循環型社会形成推進基本法」などの法令や「静岡県循環型社会形成計画」などを踏まえ策定します。また、ごみ処理の中・長期計画である両市の「一般廃棄物処理基本計画」の中間処理計画を具体化するものとして重要な意義をもつものでもあります。

特に、本計画は、新ごみ処理施設の基本的事項を決定する根拠として位置づけられるとともに、今後展開される施設の具体化の前提条件となるものです。

本計画の位置づけは、図1-2のとおりです。

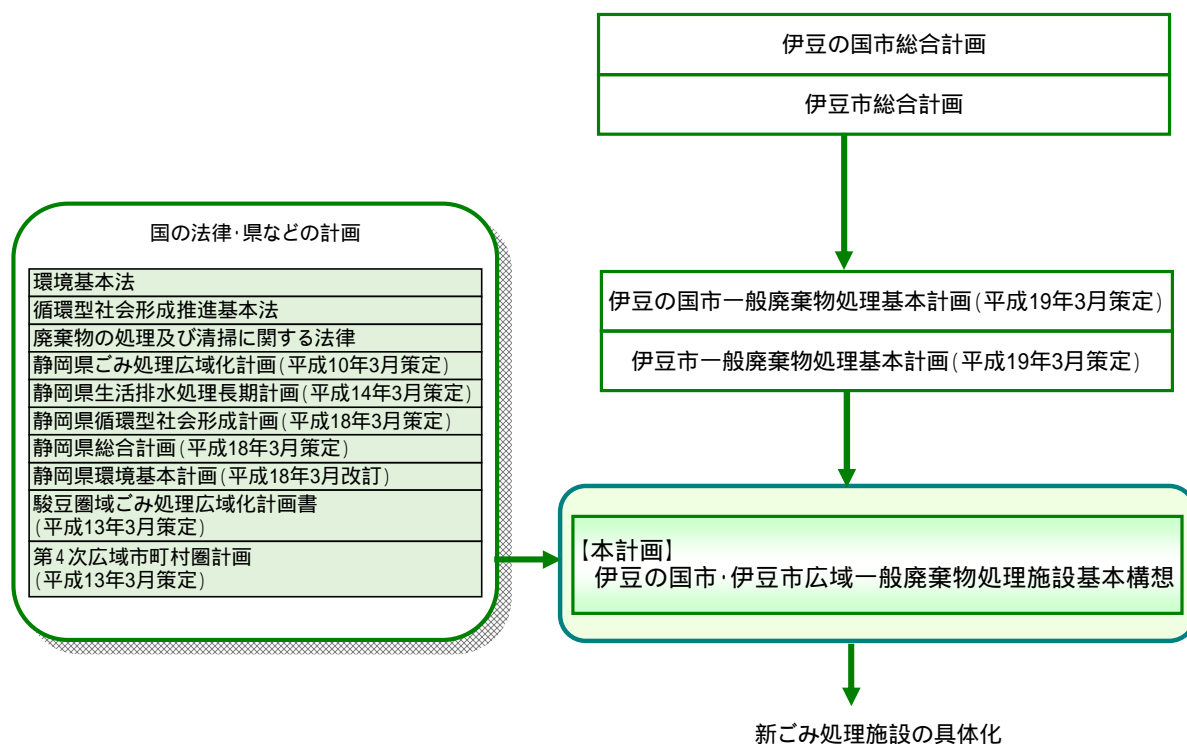


図1-2 本計画の位置づけ

第3節 計画の手順と内容

本計画は、図 1-3 の手順で検討を進めます。

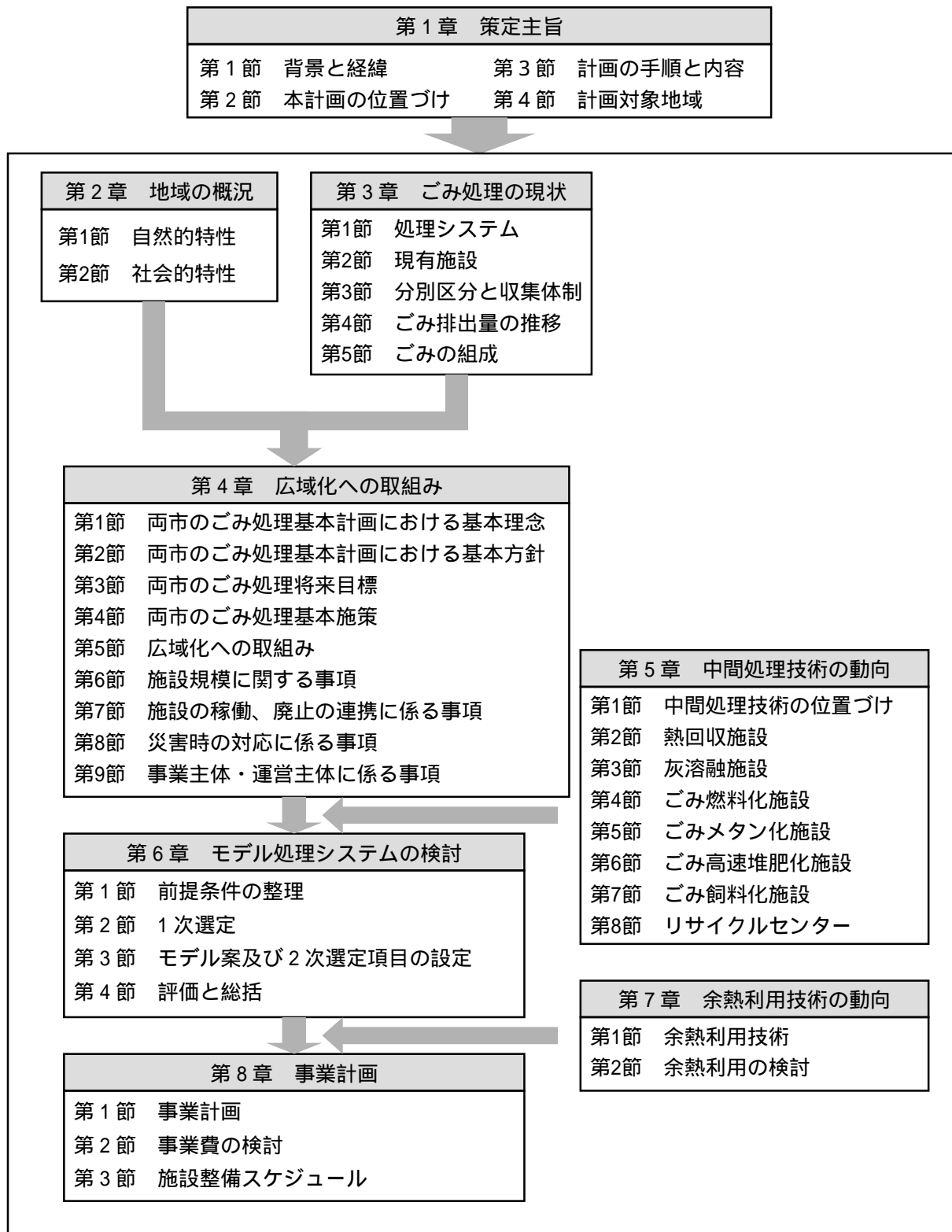


図 1-3 策定の手順

第4節 計画対象地域

1. 計画対象地域

本計画では、ごみ処理施設を広域で計画する伊豆の国市、伊豆市を計画対象地域（以下「本地域」という。）とします。

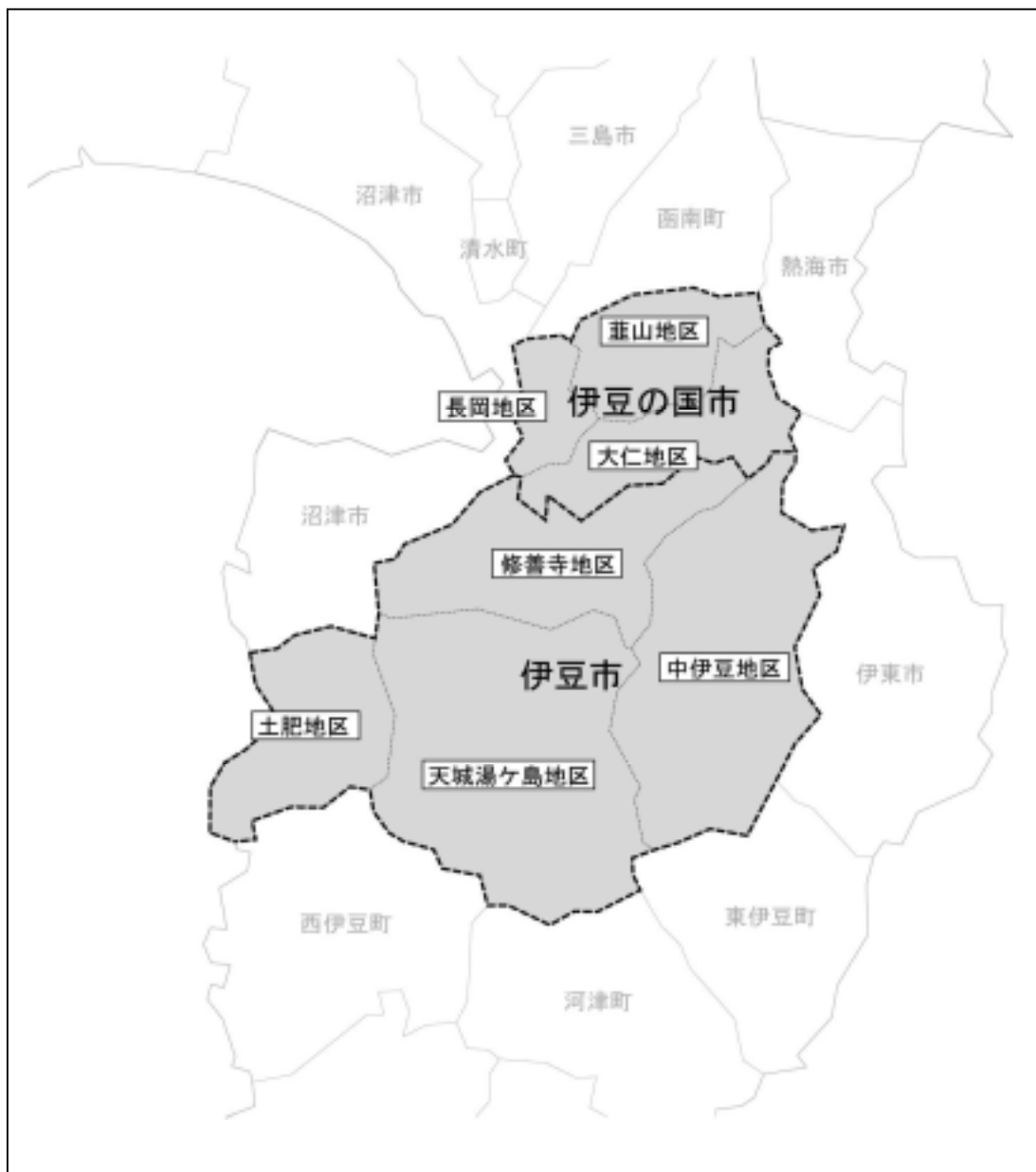


図1-4 計画対象地域

伊豆の国市は、平成 17 年 4 月に旧伊豆長岡町、旧韮山町、旧大仁町が合併して誕生し、また、伊豆市は、平成 16 年 4 月に旧修善寺町、旧中伊豆町、旧天城湯ヶ島町、旧土肥町が合併して誕生しましたので、本計画は、必要に応じて、合併前の旧町を地区として整理を行います。具体的な表記方法は、下記、注に示すとおりです。

注 表記方法について

【伊豆の国市】

長岡地区 合併以前の旧伊豆長岡町にあたる地区とします。

韮山地区 合併以前の旧韮山町にあたる地区とします。

大仁地区 合併以前の旧大仁町にあたる地区とします。

【伊豆市】

修善寺地区 合併以前の旧修善寺町にあたる地区とします。

中伊豆地区 合併以前の旧中伊豆町にあたる地区とします。

天城湯ヶ島地区 合併以前の旧天城湯ヶ島町にあたる地区とします。

土肥地区 合併以前の旧土肥町にあたる地区とします。